

横浜市青少年育成センター

第4期指定管理者 公募要項

平成27年6月

横浜市こども青少年局

目 次

1 指定管理者制度の趣旨	4
2 公募の概要	4
(1) 対象施設	4
(2) 設置目的	4
(3) 指定期間	4
(4) 指定管理者の公募及び選定	4
(5) 選定結果等の通知及び公表	4
(6) 協定の締結.....	4
(7) 問合せ先	5
3 施設の運営方針	5
(1) 施設の概況.....	5
(2) 施設の運営方針.....	5
4 指定管理者が行う業務	5
(1) 施設の運営に関して行う業務.....	5
(2) 施設の維持管理に関して行う業務.....	5
(3) その他業務.....	5
5 指定管理料及び職員配置	6
(1) 職員配置	6
(2) 指定管理料.....	6
(3) 利用料金収入	7
(4) 自主事業収入	7
(5) 維持管理運営費.....	7
(6) 事業にかかる費用	7
(7) 管理口座	7
6 リスク分担	8
7 公募に関する事項	9
(1) 公募スケジュール	9
(2) 公募手続きについて.....	9
8 応募に関する事項	11
(1) 応募書類の受付.....	11
(2) 応募者の資格	11
(3) 欠格事項	11
(4) 応募の形態.....	12
(5) 応募書類	13
(6) 留意事項	14
9 審査・選定に関する事項	15

(1) 審査方法	15
(2) 次点候補者、第3順位の候補者について	15
(3) 選定評価基準について	16
(4) 選定評価委員会（50音順）	16
(5) 選定結果の通知・公表	16
(6) 会議の公開	16
10 協定及び準備に関する事項	16
(1) 協定の締結	16
(2) 協定の内容	16
(3) 準備業務	17
11 留意事項	17
(1) 個人情報保護に関して特に留意すべき事項	17
(2) 情報公開の実施について	17
(3) 事故への対応・損害賠償について	17
(4) 苦情・要望について	18
(5) 課税に関する留意事項	18
(6) 環境への配慮	18
(7) 利用の継続	18
(8) 施設情報の定期的報告	18
(9) 災害等発生時の対応	18
(10) 目的外使用について	18
(11) 人権擁護への取組み	18
(12) 横浜市暴力団排除条例の遵守	19
(13) 横浜市中心小企業振興基本条例を踏まえた取組の実施	19
(14) 財務状況の確認	19
(15) ウェブアクセシビリティ	19
(16) その他	19
12 その他	19
(1) 事業の継続が困難となった場合の措置	19
(2) 指定候補者の変更	20
(3) 指定取消及び管理業務の停止	20
(4) 協定書の解釈に疑義が生じた場合等の措置	21

1 指定管理者制度の趣旨

「公の施設」の管理運営については、平成15年6月の地方自治法の一部改正により、多様化する市民ニーズにより効果的・効率的に対応するため、民間の能力を活用しつつ、市民サービスの向上と経費の削減を図る、指定管理者制度が導入されました。

このたび、3年間の指定期間を終えるにあたり、次期の指定管理者について、広く事業者を公募し、管理運営について創意工夫のある提案を募集します。

〔参考：根拠法令等〕

地方自治法第244条の2（第1,2項 略）

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するものに、当該公の施設の管理を行わせることができる。

2 公募の概要

（1）対象施設

横浜市青少年育成センター（以下、「育成センター」という。）

（2）設置目的

育成センターは、青少年の健全育成を図ることを目的に設置しています。

（3）指定期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日（5年間）

（4）指定管理者の公募及び選定

指定管理者の公募及び選定は、「横浜市青少年施設の指定管理者の候補者の選定等に関する要綱」に基づき公募を行い、「横浜市青少年施設条例」に基づき設置される「横浜市青少年施設指定管理者選定評価委員会」（以下「選定評価委員会」という。）において、書類及びヒアリング等に基づく審査を実施し、青少年施設（育成センター）の設置目的を最も効果的に達成することができると思われる団体を、応募者の中から選定します。

（5）選定結果等の通知及び公表

選定結果は、応募者に対して速やかに通知します。

また、審査の経過及び結果は、随時、横浜市こども青少年局青少年育成課のホームページへの掲載により公表します。

（6）協定の締結

市は、指定候補者と細目協議を行い、協議成立後に仮協定を締結します。

その後、横浜市会の議決を経て、指定候補者を指定管理者として指定し、仮協定に基づき協定を締結します。

(7) 問合せ先

横浜市こども青少年局青少年育成課

〒231-0017 横浜市中区港町1-1

電話 045 - 671 - 2353

FAX 045 - 663 - 1926

E-mail kd-ikusei@city.yokohama.jp

3 施設の運営方針

(1) 施設の概況

研修室やミーティングルーム、音楽スタジオなどを活用し、主に、青少年指導者及び育成者の養成や活動支援を通して、青少年育成活動の推進を図っています。

(2) 施設の運営方針

施設の設置目的を達成するために、次のことを実施します。

- ア 青少年の育成及び交流活動の実施
- イ 市民の青少年の育成に関する取組に対する支援の実施
- ウ 青少年の育成に関する相談及び情報の提供の実施
- エ 上記事業のための場の提供
- オ その他

4 指定管理者が行う業務

(1) 施設の運営に関して行う業務

- ア 施設の運営・提供業務
- イ 指定事業に関する業務
- ウ 広報と各種情報の提供業務
- エ 自主事業に関する業務
- オ その他業務（事故への対応、緊急時の対応業務等）

(2) 施設の維持管理に関して行う業務

- ア 建築物保守管理業務
- イ 備品管理業務
- ウ 廃棄物処理業務

(3) その他業務

- ア 事業計画書及び収支予算書の作成
- イ 事業報告書の作成
- ウ 自己評価の実施
- オ 市が実施する業務への協力
- カ 関係機関との連絡調整
- キ 情報公開請求に対する対応

5 指定管理料及び職員配置

(1) 職員配置

各施設の運営に必要なスタッフを配置し、「育成センター」の開所時間中は、常時1名の責任者を置くこととします。また、施設の管理に必要な資格を所持する職員を適宜配置することとします。

なお、指定管理者は前項の指定管理者が行う業務について効果的かつ効率的に行うため、研修やOJTを通じて職員の育成に努めることとします。

(2) 指定管理料

「育成センター」の運営に係る経費として、市は指定管理者に対して指定管理料を支払います。指定管理料は、応募の際に提出された指定管理料提案書をもとに、会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）ごとに、市の予算の範囲内で、市と指定管理者が協議して決定します。（予算は議決案件であり、各年度予算案の議決が条件となります。）指定管理料の支払い時期や方法等は協定にて定めます。

提案書に明記する指定管理料の金額は、次のとおりとします。

(4)施設の維持管理運営費用（一般管理費含む）及び(5)事業にかかる費用から(2)利用料金収入および(3)自主事業収入を減じた額を、(1)指定管理料として提案してください。

$(1) \text{指定管理料} = (4) \text{維持管理運営費用（一般管理費含む）} + (5) \text{事業にかかる費用} \\ - (2) \text{利用料金収入} - (3) \text{自主事業収入}$
--

※指定管理者の収入と支出一覧

収入	(1) 指定管理料	本市が支払う指定管理料
	(2) 利用料金収入	施設利用料
	(3) 自主事業収入	事業収入、その他目的外使用に伴う収入（自動販売機等）
支出	(4) 維持管理運営費	人件費、修繕費、備品購入費、光熱水費、保険料、委託費（外部委託した場合）、公租公課、一般管理費、その他経費等
	(5) 事業にかかる費用	事業、その他目的外使用にかかる経費（売店、自動販売機等） その他経費等

〈参考〉平成年 23 度から 27 年度までの指定管理料 （単位：千円、税込）

23 年度	24 年度	25 年度	26 年度 (※)	27 年度 (※)
42,008	44,078	44,000	45,462	45,462

※ 平成 26、27 年度は予算額です。（23～25 年度は決算額）

(3) 利用料金収入

育成センターは利用料金制を導入しており、指定管理者は、利用者が支払う利用料金を自らの収入とすることができます。

利用料金は市が条例で定める額を上限として、指定管理者が市の承認を得て定めることができます。

〈参考〉平成 23 年度から 27 年度までの利用にかかる料金収入（実績等）（単位：千円、税込）

23 年度	24 年度	25 年度	26 年度(※)	27 年度(※)
2,161	2,205	2,254	2,038	2,038

※ 平成 26、27 年度は予算額です。（23～25 年度は決算額）

(4) 自主事業収入

指定管理者が企画・実施する各事業の収入や目的外使用に伴う収入等を徴収し、自らの収入とすることができます。（事業収入、その他目的外使用に伴う収入（自動販売機等）など）

※ なお、目的外使用については、別途本市の許可が必要です。

(5) 維持管理運営費

指定管理者が行わなければならない施設の維持管理・運營業務に伴う、指定管理者の人件費、施設等の修繕費、備品費、光熱水費、保険料、警備業務や清掃業務を外部委託した場合の委託費及びその他経費等が含まれます。育成センターについては、横浜市市民文化会館関内ホール（以下、「関内ホール」という。）の指定管理者が施設の維持管理に関する保守管理等を負担していることから、協力して実施し、費用については、指定管理者が関内ホール指定管理者に対し分担金を支払います。

〈参考〉 27 年度見込額 12,943 千円（光熱水費含む 税込）

※ 経費の分担金は、前々年度（平成 25 年度）関内ホール指定管理者負担額の 10 分の 1 相当額（百円単位四捨五入）【管理に関する覚書（平成 24 年 4 月 1 日締結）より】

※ 今後、関係機関との協議のうえ分担金の取扱が変更される可能性があります。

(6) 事業にかかる費用

指定管理者が企画する各事業の実施にかかる経費等が含まれます。

（事業、その他目的外使用に伴う経費（自動販売機等）など）

(7) 管理口座

会計処理の透明性確保の観点から、指定管理者が当該施設の管理運営のために使用する預金口座については、1 口座を原則とします。

6 リスク分担

指定期間内におけるリスク分担については、次の表のとおりとします。これらは、帰責事由の所在が不明確になりやすいリスクについて、その基本的な考え方を示したものです。これ以外のリスクに関する対応については、この分担表の考え方に準じて、別途協議するものとします。

リスクの種類	リスクの内容	負担者		
		横浜市	指定管理者	分担(協議)
物価変動	収支計画に多大な影響を与えるもの			○
	それ以外のもの		○	
資金調達	資金調達不能による管理運営の中断等		○	
	金利上昇による資金調達費用の増加		○	
法令等変更	管理運営に直接影響する法令等の変更			○
税制変更	消費税(地方消費税を含む)の税率等の変更			○
	法人税・法人住民税の税率等の変更		○	
	事業所税の税率等の変更			○
	それ以外で管理運営に影響するもの			○
許認可等	市が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによるもの	○		
	指定管理者が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによるもの		○	
管理運営内容の変更	市の政策による期間中の変更	○		
	指定管理者の発案による期間中の変更			○
市会議決	指定の議決が得られないことによる管理運営開始の延期		○	
需要変動	大規模な外的要因による場合			○
	それ以外のもの		○	
管理運営の中断・中止	市に帰責事由があるもの	○		
	指定管理者に帰責事由があるもの		○	
	それ以外のもの			○
施設等の損傷	指定管理者に帰責事由があるもの		○	
	指定管理者が設置した設備・備品		○	
	それ以外のもの (負担限度付き 上段：一件あたり、下段：年間合計) (消費税別)		60万円 300万円	

リスクの種類	リスクの内容	負担者		
		横浜市	指定管理者	分担(協議)
利用者等への損害賠償	市に帰責事由があるもの	○		
	指定管理者に帰責事由があるもの		○	
	市と指定管理者の両者、または被害者・他の第三者等に帰責事由があるもの			○
公募要項等	公募要項等の瑕疵・不備に基づくもの	○		
不可抗力※	不可抗力による施設・設備の復旧費用	○		
	不可抗力による管理運営の中断			○
第三者への損害	指定管理者の責めに帰すべき事由により周辺住民等に損害を与えた場合		○	
	それ以外の場合			○

※不可抗力：暴風・豪雨・地すべり・地震・洪水・高潮・津波・噴火などの天災、火災・落盤・原発事故など大規模な災害、戦争・テロ・侵略・暴動など国レベルの危機などの市又は指定管理者の責に帰することのできない事象

7 公募に関する事項

(1) 公募スケジュール

ア 公募要項の配布	平成 27 年 6 月 19 日 (金) ～
イ 現地見学会兼公募説明会の申込み	平成 27 年 6 月 19 日 (金) ～ 7 月 10 日 (金)
ウ 現地見学会兼公募説明会	平成 27 年 7 月 21 日 (火)
エ 公募に関する質問受付	平成 27 年 6 月 19 日 (金) ～ 8 月 7 日 (金)
オ 公募に関する質問回答	平成 27 年 8 月 11 日までに随時回答
カ 応募書類の提出	平成 27 年 8 月 10 日 (月) ～ 8 月 14 日 (金)
キ 選定評価委員会 (ヒアリング等)	平成 27 年 9 月中旬～下旬
ク 選定評価の通知・公表	平成 27 年 10 月上旬
ケ 指定候補者との仮協定締結	平成 27 年 11 月
コ 指定管理者の指定	平成 27 年 12 月
サ 指定管理者との協定締結	平成 28 年 2 月

(2) 公募手続きについて

ア 公募要項の配布

平成 27 年 6 月 19 日 (金) ～ 8 月 14 日 (金) までの間に、横浜市こども青少年局青少年育成課ホームページからダウンロードしてください。

■横浜市こども青少年局青少年育成課ホームページ URL

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kodomo/ikusei/shiteikannri/20150515215305.html>

イ 現地見学会兼公募説明会

育成センターの現地見学会兼公募説明会を次のとおり開催します。

応募を予定される団体は、できる限りご参加ください。

- ◆開催日時：平成 27 年 7 月 21 日（火）13 時 00 分から 15 時頃まで
- ◆場 所：育成センター（横浜市中区住吉町 4-42-1 関内ホール地下 1 階）
- ◆参加人数：各団体 3 名以内とします。ただし、複数の株式会社等の団体による共同事業体（以下、「共同事業体」という。）を予定している場合は、構成団体全体で 1 団体とみなします。
- ◆参加申込：参加希望の方は 6 月 19 日（金）から 7 月 10 日（金）17 時までに出席する旨を参加申込書（様式 1 7）にご記入の上、横浜市こども青少年局青少年育成課まで E-mail にて申込みください。
- ◆申込先：横浜市こども青少年局青少年育成課
E-mail：kd-ikusei@city.yokohama.jp
件名は、「参加申込：育成センター」と入力してください。

<注 意>

- ※ 当日は、公募要項、業務の基準等の公募資料は配付しませんので、横浜市こども青少年局青少年育成課のホームページから資料を印刷のうえ、ご持参ください。
- ※ 当日、社員（職員）であることを証明する書類（名刺可）を確認させていただきます。
- ※ 後述する「8（3）欠格事項」に該当する団体は参加することができません。
- ※ 現地見学会兼公募説明会以外の日に来館することは制限しませんが、案内や質問については、応じられません。また、いかなる場合においても、事務室内の書類の撮影、記録はご遠慮くださいますよう、お願いします。
- ※ 当日の詳細については、後日、参加希望の団体にお知らせします。

ウ 質問の受付

公募要項等の内容に関する質問は、質問書（様式 1 8）により、受付けます。電話でのお問い合わせには応じられませんので、ご了承願います。

- ◆受付期間：平成 27 年 6 月 19 日（金）から平成 27 年 8 月 7 日（金）17 時まで
- ◆提出方法：質問書を横浜市こども青少年局青少年育成課まで E-mail にて送付してください。
- ◆提出先：横浜市こども青少年局青少年育成課
E-mail：kd-ikusei@city.yokohama.jp
※件名は、「質問：育成センター」と入力してください。

エ 質問の回答

質問に対する回答は、平成 27 年 8 月 11 日（火）までに、横浜市こども青少年局青少年育成課ホームページへの掲載により回答します。

■横浜市こども青少年局青少年育成課ホームページ URL

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kodomo/ikusei/shiteikannri/20150515215305.html>

8 応募に関する事項

(1) 応募書類の受付

応募書類を次の通り受付けます。

◆受付期間：平成 27 年 8 月 10 日（月）から 8 月 14 日（金）17 時必着

◆提出先：横浜市子ども青少年局青少年育成課
〒231-0017 横浜市中区港町 1-1

◆提出方法：応募書類を上記に定める提出場所に持参又は記録が残る送付方法（簡易書留等）によりご提出ください。

応募書類以外の書類については受理しません。応募書類以外の書類が郵送された場合は、当課で裁断処理しますので、予めご了承ください。

(2) 応募者の資格

法人その他の団体、または複数の法人等が共同する共同事業体で、個人は認めません。

(3) 欠格事項

次に該当する団体は、応募することができません。

ア 法人税、法人市民税、消費税、地方消費税等の租税を滞納していること

イ 労働保険（雇用保険・労災保険）及び社会保険（健康保険・厚生年金保険）への加入の必要があるにもかかわらず、その手続きを行っていないもの。

ウ 会社更生法、民事再生法による更正・再生手続き中であること

エ 指定管理者の責に帰すべき事由により、2 年以内に指定の取消を受けたものであること

オ 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定により、横浜市における入札参加を制限されていること

カ 選定委員が、応募しようとする団体の経営又は運営に直接関与していること

キ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団経営支配法人等（横浜市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月横浜市条例第 51 号）第 2 条第 5 号に規定する暴力団経営支配法人等をいう。）であること

※ 本項目については、提出いただく「申請団体役員名簿（様式 4）」により、横浜市から神奈川県警察本部に対し調査・照会を行います。

ク 2 年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けていること（仮に受けている場合には、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みでないこと）

ケ 本施設を指定期間に渡り、安定的に管理することの可能なノウハウ・実施体制・管理運営に不可欠な資格等や、経営基盤等が確保されていないこと

コ 現在、役員に破産者又は禁固以上の刑に処されている者がいること

(参考)地方自治法施行令

第 167 条の 4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

2 普通地方公共団体は、次の各号の一に該当すると認められる者をその事実が遭った後 2 年間一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 地方自治法第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- (6) 前各号の一に該当する事実があった後 2 年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(4) 応募の形態

株式会社（単独企業、特別目的会社（以下、「SPC」という。）等）、もしくは NPO 法人、その他法人のほか、任意団体（複数の株式会社や NPO 法人等により構成されている共同事業体も可能）等であること。個人での応募は認めません。原則として、指定管理期間が始まる時と同一の状態に応募してください。

ただし、指定管理開始前までに、法人格の取得を予定、又は、法人格を変更する予定がある場合には、応募書類提出までに法人格の取得又は変更に関する申請手続きを済ませた上で、申請に係る書類の写しを提出してください。法人格の取得又は変更は、横浜市会の議決の手續に確実に間に合うことが必須となりますので、遅くとも平成 27 年 11 月下旬までに手続きが完了するよう準備を進めてください。

なお、当該法人格の取得・変更等の手続きが、上記に示す手続きの期限に間に合わない場合は、指定候補者としての地位を失う場合がありますので注意してください。法律の改正に基づき、法人格の変更の手続きを行う場合については、この限りではありませんが、別途、市の指示に従ってください。

共同事業体の形態をとる場合には、構成する全ての団体が前記の欠格事項に該当しないとともに、応募時に「共同事業体の結成に関する申請書（様式 2-2）」及び「共同事業体連絡先一覧（様式 2-3）」を提出することとします。また、選定後協定締結時までに、代表団体及び責任分担を明確に定めた組合契約を締結し、組合契約書の写しを提出することとします。

また、SPC は、応募時に設立していなくても応募できることとします。（仮協定締結時には、SPC が設立されていることが必要です。）その場合、その実現性を証明する資料を提出してください。

(5) 応募書類

次の通り応募書類を提出してください。応募書類は、次のアとイを順に並べて1冊のファイルに綴り、ファイルの表紙にファイル名と応募団体名を明記してください。

■ファイル名「横浜市青少年育成センター 第4期指定管理者 応募書類」

ア 指定申請書及び事業者に関する書類

- a 指定申請書（様式1）
- b 団体の概要（様式2）
- c 欠格事項に該当しない宣誓書（様式3）
- d 申請団体役員名簿（様式4）
 - ※ 神奈川県警察本部照会用としてExcel ファイル(データ)も提出してください。
- e 定款、寄付行為、規約その他これらに類する書類
- f 指定申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書又はこれに類する書類
- g 前事業年度及びその前の年度の収支計算書及び事業報告書
- h 直近3か年の事業年度の貸借対照表、財産目録、損益計算書等
(任意団体においては、これらに類する書類)
 - ※ 団体名や施設名を消し、団体が特定できない状態にしたものを1部（原本1部、副本10部に含みません）別に提出してください。
- i 法人にあっては、法人の登記事項証明書
SPCを設立予定の場合は、その実現性を証明する資料
- j 法人税・消費税及び地方消費税の納税証明書（その3の3）
- k 横浜市税の納税状況調査の同意書（様式5）
 - ※ 現時点で市に対して納税義務のない団体についても提出の必要があります。
なお、指定管理者として指定された後は、この同意書をもとに、毎年度市への納税状況（市の課税状況の有無を含め）について状況調査を行います。
- l 法人税及び法人市民税の課税対象となる収益事業等を実施していないことの宣誓書（様式6）
 - ※ 公益法人等又は人格のない社団等で収益事業等を実施していないことから法人等にかかる横浜市税の申告を行う必要がなく、実際に横浜市税の申告税額がない場合には、収益事業等を実施していないことについての宣誓書を提出していただきます。
- m 過去2年間の労働保険料の納付証明書（労働局又は労働基準監督署による納付証明書）
- n 団体の現在の組織、人事体制を示す人事労務関係の書類（就業規則、給与規定等）
- o 設立趣旨、事業内容のパンフレットなど団体の概要がわかるもの

※ 共同事業体が応募する場合の応募書類について

共同事業体の形態をとる場合には、代表団体を決め、代表団体が応募書類を提出してください。「b 団体の概要（様式2）」の次に、以下の2点の書類を添付してください。

- b-① 共同事業体の結成に関する申請書（様式2-2）
- b-② 共同事業体連絡先一覧（様式2-3）

なお、応募書類のうち、b～oの各書類については、構成団体すべてについての書類を提出してください。

※ その他、必要に応じて、書類の提出を求める場合があります。

イ 提案書（様式7～16）：原本1部、副本10部及びCD-ROM2枚

提案項目は、別紙「横浜市青少年育成センター指定管理者評価基準」をご覧ください。

【提案書作成上の注意】

- ・ パソコン等で作成（Word、ExcelもしくはPowerPointを使用）してください。
- ・ 総計80ページ以内（※様式14-1～14-5を除く）。カラー可とします。
- ・ ページ番号及びインデックスを付してください。
- ・ A4縦の両面印刷としてください。
- ・ 文字のポイントは11以上とします。
- ・ 図表等の挿入や別添は可能ですが、見やすいよう工夫してください。

（6）留意事項

ア 公募要項の承諾

応募者は、応募書類の提出をもって、本公募要項の記載内容を承諾したものとみなします。

イ 応募者の失格

応募者が次の事項に該当した場合は、失格とします。

（ア）公募要項に定める手続き及び禁止事項を遵守しない場合

（イ）応募書類に虚偽の内容を故意に記載した場合

ウ 重複応募の禁止

応募は、一団体につき、一案とします。複数の応募はできません。

また、一つの団体が複数の共同事業体に参加することも認められません。

エ 接触の禁止

選定委員、その他の本件関係者に対して、本件応募について直接・間接を問わず接触を禁じます。接触の事実が認められた場合には、失格となる場合があります。

オ 共同事業体の構成団体の変更

共同事業体で応募する場合、構成員の変更を認めません。

カ 応募の辞退

構成員の倒産、解散等の事情により、応募を辞退することが明白となった場合には、辞退届（様式19）を横浜市子ども青少年局青少年育成課へ提出してください。

キ 提案内容変更・追加の禁止

提出された書類の内容の変更又は追加はできません。ただし、選定委員会が認めた場合はこの限りではありません。

ク 応募団体の社員（職員）以外の関与の禁止

応募にあたって、応募団体（共同事業体にあたっては、構成団体）の社員（職員）以外が次の行為を行うことを禁止します。

- (ア) 現地見学会兼公募説明会への出席
 - (イ) 応募書類の作成
 - (ウ) 審査会への出席
- ケ 応募書類の取扱い・著作権
- 応募書類は理由の如何を問わず返却しません。
- 市が提示する完成図書（平面図）の著作権は市及び設計者に帰属し、団体の提出する応募書類の著作権は作成した団体に帰属します。
- コ 応募書類の公表と開示
- 応募書類については、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」に基づく情報開示請求が提出された場合は、原則として請求者に対して開示されます。また、指定候補者となった団体の応募書類については、指定の議決後公表します。その他、市が必要と認めるときには、市は提案書類の全部又は一部を使用できるものとします。
- サ 費用負担
- 応募に関して必要となる費用は応募者の負担とします。

9 審査・選定に関する事項

(1) 審査方法

指定管理者の選定にあたっては、外部有識者や利用者代表等複数の委員で構成される選定評価委員会において、指定管理者評価基準項目に従い総合的に審査し、その結果に基づき、横浜市こども青少年局長が指定候補者、次点候補者及び第3順位の候補者を選定します。

応募者の提出書類及び1団体15分のプレゼンテーションに基づき質疑を行い、指定管理者選定評価基準項目に従い、総合的に審査します。このため、審査の当日は、団体の代表者又は代理の方を含め、合計3名までの出席をお願いします。

審査の日時等、詳細については、後日お知らせいたします。

(出席者の例)

- ・団体の代表者又は代理の方
- ・施設で行う事業（プログラム提供事業、自主事業に関する業務及びその他事業）責任者
- ・施設の維持管理の責任者

なお、応募団体が1団体のみの場合であっても、選定評価委員会の定める最低基準に満たないときは選定されず、再度公募を行うこととなります。次点候補者となるためにも最低基準を満たすことが必要です。

また、財務状況の評価が著しく悪い場合は、選定から除外する場合があります。

(2) 次点候補者、第3順位の候補者について

指定管理者に指定された団体が辞退した場合においては、次点候補者、第3順位の候補者の順で繰り上がり、指定候補者となります。なお、次点候補者、第3順位の候補者の地位は、指定管理者の管理が開始すると同時に消滅します。

(3) 選定評価基準について

評価は、500点満点とし、最低基準を300点とします。

選定評価基準及び評価項目については、別紙「横浜市青少年育成センター 指定管理者 選定評価基準」を参照してください。

(4) 選定評価委員会 (50音順)

氏名	備考
内海 宏	特定非営利活動法人 アクションポート横浜 理事
竹原 和泉	横浜市立東山田中学校 コミュニティハウス 館長
為崎 緑	中小企業診断士
辻 弘枝	特定非営利活動法人 CAPかながわ
福田 幸男	横浜薬科大学 教授

(5) 選定結果の通知・公表

選定結果は、応募者に対して速やかに通知します。また、選定の経過及び結果は、横浜市子ども青少年局青少年育成課ホームページへの掲載等により公表します。

なお、指定候補者の応募書類については、原則として、指定の議決後、ホームページ等で公表します。

■横浜市子ども青少年局青少年育成課ホームページURL
<http://www.city.yokohama.lg.jp/kodomo/ikusei/shiteikannri/20150515215305.html>

(6) 会議の公開

選定評価委員会の会議は、原則公開とします。ただし、公開しないことが適当であると選定評価委員会が判断した場合は、会議の一部又は全部を公開しないこととします。

10 協定及び準備に関する事項

(1) 協定の締結

選定委員会による審査及び選定後、市は、指定管理者と細目について協議を行い、仮協定を締結します。その後、市会の議決を経て指定管理者として指定された後に、仮協定に基づき基本協定を締結します。

また、毎年度、指定管理料の金額等に関する年度協定を締結します。

(2) 協定の内容

ア 管理運営業務の範囲及び内容

イ 法令の遵守

ウ 管理運営業務実施上の規定等（第三者への再委託、緊急時の対応、施設の保全・改修等）

エ 管理運営費用に関する事項（口座管理、指定管理料支払い方法の原則、光熱水費支払い方法の原則等）

オ 管理運営業務実施状況の確認方法及び確認事項

カ 施設の維持保全及び管理に関する事項

- キ 施設内の物品等の所有権の帰属に関する事項
- ク 債権債務の譲渡等の禁止に関する事項
- ケ 管理運営業務に関し保有する個人情報の保護に関する事項
- コ 指定管理期間満了に関する事項
- サ 指定の取消及び管理業務の停止に関する事項
- シ 協定内容の変更に関する事項
- ス その他必要な事項

(3) 準備業務

指定管理期間の開始までに、準備業務として、①事業計画書作成業務、②市との連携・調整業務を行っていただきます。詳細については、指定候補者に提示します。

なお、指定管理者が変更になった場合には、次期指定管理者と現在の指定管理者との間で引継ぎ等を行っていただきます。

11 留意事項

(1) 個人情報保護に関して特に留意すべき事項

指定管理者が管理業務を実施するにあたっては、「横浜市個人情報の保護に関する条例」（平成17年2月横浜市条例第6号）の規定が適用され、個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人情報を適正に取り扱うことが必要です。

また、市等が実施する個人情報保護に関する必要な研修に参加するとともに、従事者に対して必要な研修を行うこととします。

(2) 情報公開の実施について

指定管理者が管理業務を実施するにあたり、市に準じた情報公開の対応を行うこととします。

「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」（平成12年2月横浜市条例第2号）の趣旨に則り、市が別途示す「標準規程」に準拠して、指定管理者が「情報公開規程」を作成し、それに基づき、情報公開請求等に対して適切に対応することとします。

(3) 事故への対応・損害賠償について

指定管理者は、施設において事故防止に努めるとともに、発生した事故への損害賠償等の対応に関して、次のとおり義務を負うこととします。

ア 指定管理者の責めに帰すべき事由により、市又は第三者に損害を与えた場合には、指定管理者においてその損害を賠償しなければなりません。

イ 施設における事故防止及び事故発生時の対応に備えて、指定管理者は指定管理期間の開始までに事故防止・事故対応マニュアルを定めるとともに、事故発生時には直ちにその旨を市へ報告しなければなりません。

ウ 指定管理者は、損害保険会社により提供されている施設賠償責任保険（指定管理者特約条項付き）に加入し、当該保険からの保険金により損害賠償責任に対応することとします。

なお、保険金額は、1億円以上とし、市を追加被保険者とします。

(4) 苦情・要望について

指定管理者は、利用者等から寄せられる苦情や要望に十分応えることのできる体制を整えることとします。また、苦情・要望処理報告書を作成し、市に提出することとします。

(5) 課税に関する留意事項

指定管理者は、法人にかかる市民税等の納税義務者となる可能性がありますので、総務局主税部法人税務課、所轄の県税事務所及び税務署にお問合せください。

(6) 環境への配慮

地球環境に配慮する横浜市の施策や事業に対して、積極的に取り組み協力することとします。

(7) 利用の継続

業務の開始にあたっては、現に育成センターを利用している利用者の継続利用を妨げないこととします。

(8) 施設情報の定期的報告

施設・設備の維持保全の状況について、指定管理者が確認し、市に報告します。確認及び報告は、市が策定している「維持保全の手引」及び「施設管理者点検マニュアル」に基づいて行います。

(9) 災害等発生時の対応

指定管理者は、災害等緊急時の利用者の避難、誘導、安全確保や必要な通報等についてのマニュアルの作成及び法令・規則等で定められている防災訓練等を実施し、緊急事態の発生時には的確に対応することとします。また、警察、消防等に要請するような災害等の緊急事態が発生した場合には、ただちに横浜市子ども青少年局青少年育成課にその旨を連絡することとします。

なお、育成センターは、現段階では横浜市防災計画等に「帰宅困難者一時滞在施設」としての位置づけがあり、基本協定とは別に、「災害時における施設利用の協力に関する協定」を締結し、災害発生時の体制整備を求めることがあります。

(10) 目的外使用について

自動販売機等の設置を行っている施設は、毎年、指定管理者が横浜市に対し「行政財産の目的外使用許可」の申請を行うものとします。目的外使用にかかる経費（光熱水費）は、使用者の負担となります。

指定管理者が自動販売機業者等から徴収する売上手数料については、指定管理者が当該業者と締結する委託契約書等に規定するとともに、指定管理者の収入として、適正に経理することとします。

(11) 人権擁護への取り組み

人権啓発研修等の実施に努め、人権擁護への取り組みを進めることとします。

(12) 横浜市暴力団排除条例の遵守

横浜市暴力団排除条例の施行(平成 24 年 4 月 1 日)にともない、指定管理者は公の施設の利用等が暴力団の利益になると認められる場合、その利用許可等を取り消すことができるとしています。指定管理者は当該条例の趣旨に則り、適正に施設の管理運営を行ってください。

(13) 横浜市中企業振興基本条例を踏まえた取組の実施

横浜市では、平成 22 年 4 月 1 日より本条例を施行し、市内中小企業への優先発注の徹底に努めています。

指定管理者は、本条例の趣旨を踏まえ、修繕等の発注、物品及び役務の調達等にあたって、市内中小企業への優先発注に努めるものとします。

なお、横浜市は本施策の取組状況を確認するため、指定管理者に対して、指定期間中の発注状況についての調査を実施する場合があります。

(14) 財務状況の確認

安定的な管理運営が確保されているかを確認するため、横浜市は年度に 1 回、指定管理者となっている団体（共同事業体においては各構成団体）について選定時と同様の財務状況確認を行います。そのため、団体から財務諸表等の財務状況について確認できる書類を提出していただく必要があります。

(15) ウェブアクセシビリティ

指定管理者は、ウェブサイト等インターネットを利用して情報を受発信する場合は、すべての人が安全かつ適切に情報を得られるよう、セキュリティを確保し、アクセシビリティに配慮することとします。

(16) その他

平成 29 年度中に、関内ホールにおいて、吊天井改修工事が予定されているため、関内ホールは一時休館を予定していますが、育成センターについては、通常どおり開館の方向で調整中です。（関内ホール休館予定期間：平成 29 年 5 月 8 日（月）～平成 30 年 3 月 25 日（日））

なお、上記工事の影響で閉館または一部閉館等の必要性が生じた場合、または次期指定管理期間中に別の大規模改修等の必要性が生じた場合は、提案書に記載した目標の再設定、指定管理料の見直し等について、市と協議することとします。

その他、記載のない事項については、市と協議することとします。

12 その他

(1) 事業の継続が困難となった場合の措置

ア 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

市が行う業務の改善勧告に従わない場合など、指定管理者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難になった場合は、市は指定の取消を行うことがあります。その場合は、市に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。また、次期指定管理者が円滑かつ支障なく、本施設の管理運営業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとします。

イ 指定管理者の責めに帰することができない事由による場合

不可抗力等、市及び指定管理者双方の責めに帰すことのできない事由により、業務の継続が困難になった場合、事業継続の可否について協議するものとします。

一定期間内に協議が整わない時には、それぞれ、事前に書面で通知することにより指定を取り消すことができるものとします。なお、次期指定管理者が円滑かつ支障なく、本施設の管理運営業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとします。

ウ 次点候補者、第3順位の候補者について

指定管理者に指定された団体が辞退した場合においては、次点候補者、第3順位の候補者の順で繰り上がり、指定候補者となります。なお、次点候補者、第3順位の候補者の地位は、指定管理者の管理が開始すると同時に消滅することとします。

(2) 指定候補者の変更

市は、指定候補者が、市会の議決を経るまでの間に、指定管理者に指定することが著しく不相当と認められる事情が生じたときは、指定しないことがあります。

また、指定候補者が、指定管理期間開始日までの協議の過程において指定管理業務の実施が困難であることが明らかになった場合や協議が成立しない場合も、同様となります。

そのような場合には、次点候補者と協議を行い、次点候補者を指定管理者の候補団体として横浜市会の議案を提出します。ただし、次点候補者とも協議が成立しない場合等には、第3順位の候補者を指定管理者の候補団体として横浜市会に議案を提出します。

また、指定候補者を指定管理者の候補団体として横浜市会に議案を提出した結果、議決が得られなかった場合にも、同様に、次点候補者、第3順位の候補者の順で指定管理者の候補団体として横浜市会に議案を提出することがあります。

なお、横浜市会の議決が得られなかった場合においても、当該施設に係る業務及び管理の準備のために支出した費用については、一切補償しません。

(3) 指定取消及び管理業務の停止

指定管理者が行う施設の管理の適正を期するために市が行う指示に従わないとき、その他指定管理者による管理を継続することが適当ではないと認められるときは、地方自治法第244条の2第11項の規定に基づき、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ずることがあります。

指定取消又は管理業務の停止を行う必要がある場合の例として、以下のようなものが考えられます。

ア 当該施設の設置条例又は協定の規定に違反したとき

イ 法第244条の2第10項の規定に基づく報告の要求又は調査に対して、これに応じず又は虚偽の報告を行い、若しくは調査を妨げたとき

ウ 法第244条の2第10項の規定に基づく指示に従わないとき

エ 当該施設の指定管理者公募要項に定める資格要件を失ったとき

オ 申込みの際に提出した書類の内容に虚偽があることが判明したとき

カ 指定管理者の経営状況の悪化等により管理業務を継続することが不可能又は著しく困難

になったと判断されるとき

キ 指定管理者の指定管理業務に直接関わらない法令違反等により、当該団体に管理業務を継続させることが、社会通念上著しく不相当と判断されるとき

ク 指定管理者の責に帰すべき事由により管理業務が行われなるとき

ケ 不可抗力（暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、戦乱、内乱、テロ、侵略、暴動、ストライキなどの市又は指定管理者の責に帰することのできない自然的又は人為的な現象を言う）により管理業務の継続が著しく困難になったと判断されるとき

コ 指定管理者から、指定の取消又は管理業務の全部又は一部の停止を求める書面による申し出があったとき

サ 当該施設が、公の施設として廃止されることとなったとき

シ その他、市が当該指定管理者による管理を継続することが適当ではないと認めるとき

指定管理者の責に帰すべき事由により指定取消又は管理業務の停止を行った場合には、指定管理料の減額またはすでに支出した指定管理料の返還、また市に損害が発生した場合の損害賠償の支払い等を求めることがあります。

なお、指定管理者が本市指名競争入札に参加する資格を有する者であり、指定期間中に横浜市指名停止等措置要綱に定める措置要件に該当する場合は、指名停止を行います。

（４）協定書の解釈に疑義が生じた場合等の措置

協定解釈に疑義が生じた場合又は協定書に定めのない事項が生じた場合については、市と指定管理者は、誠意を持って協議するものとします。